第四十八条第一項中「第七十一条第一項第三号」を「第七十一条第一項第二号」に改め、同条第二項中「海員」を「船員」に改める。

第四十八条の二を削る。

第四十八条の二の二第一項中「海員」を「船員」に、「第七十二条の二」を「第七十二条」に改め、同条第二項及び第三項中「海員」を「船員」に改める。

第四十八条の二の三第一項中「海員」を「船員」に、「第七十二条の二」を「第七十二条」に改め、同条第二項及び第三項中「海員」を「船員」に改め、同条を第四十八条の三とする。

第四十八条の二の四第一項中「海員」を「船員」に、「第七十二条の二」を「第七十二条」に改め、同条第二項中「海員」を「船員」に改め、同条第三項中「海員」を「船員」に、「第七十二条の二」を「第七十二条」に改め、同条第四項中「海員」を「船員」に改め、同条を第四十八条の四とする。

第五十条を次のように改める。

第五十条　削除

第五十一条中「第八十条第二項」を「第八十条第三項」に、「の定める」を「で定める」に、「さけ・ますはえ縄漁業」を「さけ・ますはえ縄漁業」に改める。

第五十六条第二項中「、当該検査について、健康証明書（航海の態様その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める漁船に乗り組む者の受有する健康証明書を除く。）」を「（航海の態様その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める漁船にあつては、その航海の終了する日までの間）、当該検査について、健康証明書」に改める。

第七十七条の六第一項中「第七十八条の二の三」を「第七十八条の二の五」に改める。

第七十八条の二の四を第七十八条の二の六とし、第七十八条の二の三を第七十八条の二の五とし、第七十八条の二の次に次の二条を加える。

（船内苦情処理手続）

第七十八条の二の三　法第百十八条の四第一項の船内苦情処理手続は、次に掲げる事項について、船員の苦情が公正かつ適正に処理されるよう定められたものでなければならない。

一　苦情の申出方法

二　苦情処理の体制及び方法

三　苦情処理結果の伝達方法

四　苦情処理結果に不服がある場合の申立方法

五　苦情処理手続に関する記録の作成及び保存の方法

六　苦情を申し出た船員に対する相談、助言その他の援助に関する体制

第七十八条の二の四　法第百十八条の四第一項の国土交通省令で定める事項は、労働に関する法律（法及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）を除く。）及びこれらに基づく命令に規定する事項並びに船舶の居住設備に関する事項とする。

附則第二条中「第四十八条の二の二第一項第一号」を「第四十八条の二第一項第一号」に、「第四十八条の二の二第二項本文」を「第四十八条の二第二項本文」に改める。

第一号書式第二表記載心得4及び第四表記載心得2中「抹消」を「抹消」に改め、同書式第六表及び同表記載心得2中「第72条の2」を「第72条」に改める。

第十六号書式記載心得第六表及び第七表（雇入契約関係）の項中「ただし、やむを得ない事由により船長が記載できないときは、船舶所有者が記載すること。」を削る。

第十六号の四書式の次に次の一書式を加える。

第十六号の四の二書式（第四十二条の十三関係）（日本工業規格A列4番）

休息時間分割協定届出書

年　月　日

地方運輸局長
運輸監理部長　殿

船舶所有者の住所
及び氏名又は名称

主たる船員の労務
管理の事務を行う
事務所の所在地及
び名称

休息時間の分割に関する協定を締結したので、船員法第65条の3第3項の規定により、別紙協定書を添え、届け出ます。

記

1　協定の種類　・分割回数
　　・2分割時の休息時間の長さ

2　使用する船員数　人

3　労働組合加入者数等　人

4　労働組合の名称等

記載心得

1　協定の種類は、該当するものを○で囲むこと。

2　労働組合加入者数等は、当該協定を締結した労働組合の加入者数又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において当該協定を締結した者が代表する船員の数を記載すること。

3　労働組合の名称等は、当該協定を締結した労働組合の名称又は船員の過半数で組織する労働組合がない場合において船員の過半数を代表する者の氏名及び住所並びに選出方法を記載すること。